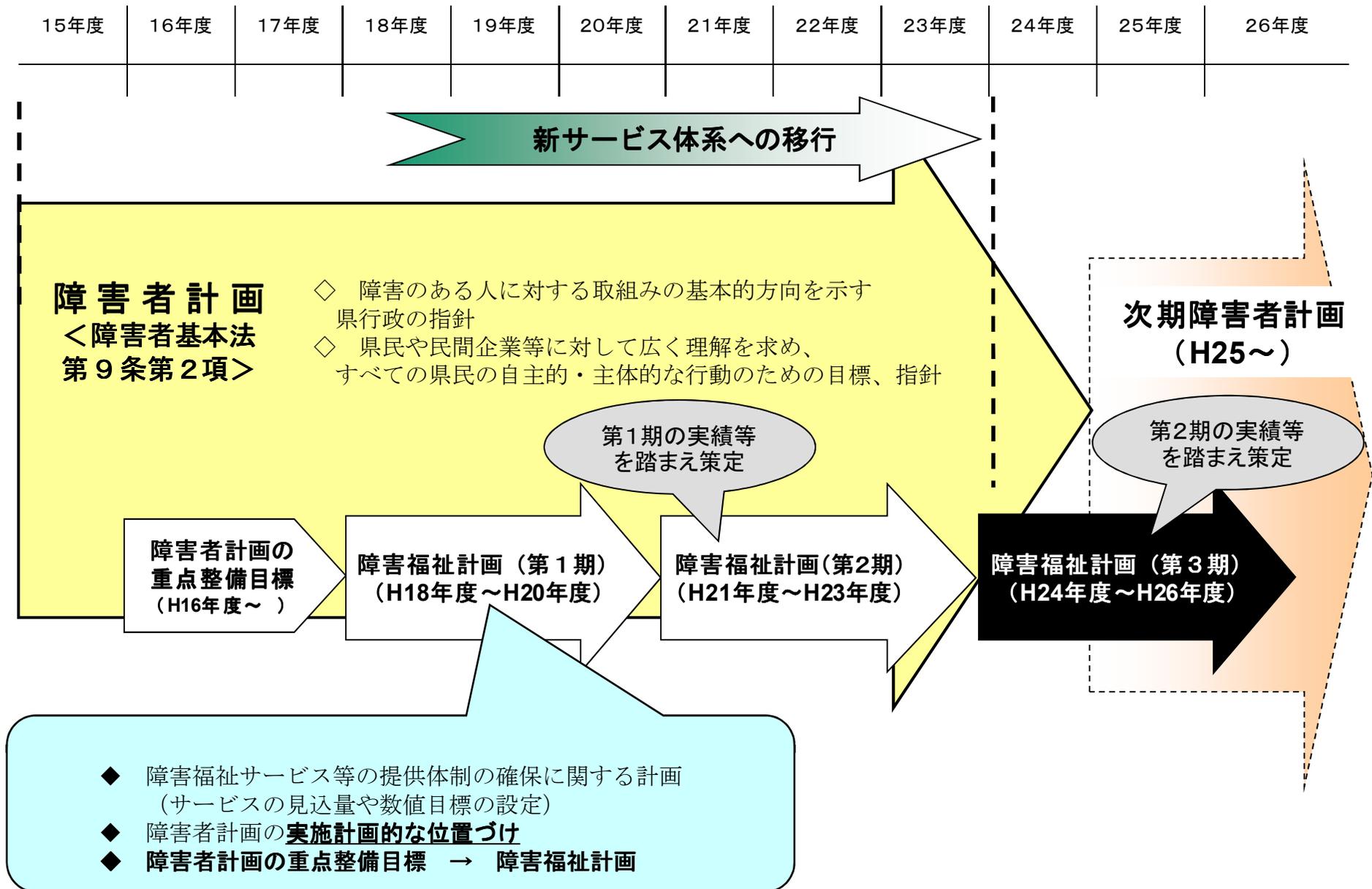


第3期(平成24年度～26年度)
高知県障害福祉計画
＜ 概要 ＞



障害保健福祉課

障害福祉計画の位置づけ



計画策定の趣旨等

計画期間

平成24年度から平成26年度の3年間

趣旨

障害のある人にとって必要な障害福祉サービス等の提供体制が計画的に整備されることを目的に策定

基本的な
方向

障害のある人が生き生きと暮らせる地域づくりに向け、次の方向を目指す

1 身近な地域におけるサービスの確保

すべての障害のある人が、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、身近な地域で必要なサービスを確保

2 障害児支援の充実

発達障害などすべての障害のある子どもが、その持てる能力や可能性を伸ばしていけるよう、できるだけ早期から発達を支援



「高知型福祉」の
実現に向けた
取組を推進

計画の
進行管理

高知県障害者施策推進協議会に計画の進捗状況を継続的に報告し、推進方策等について意見を聴取

その他

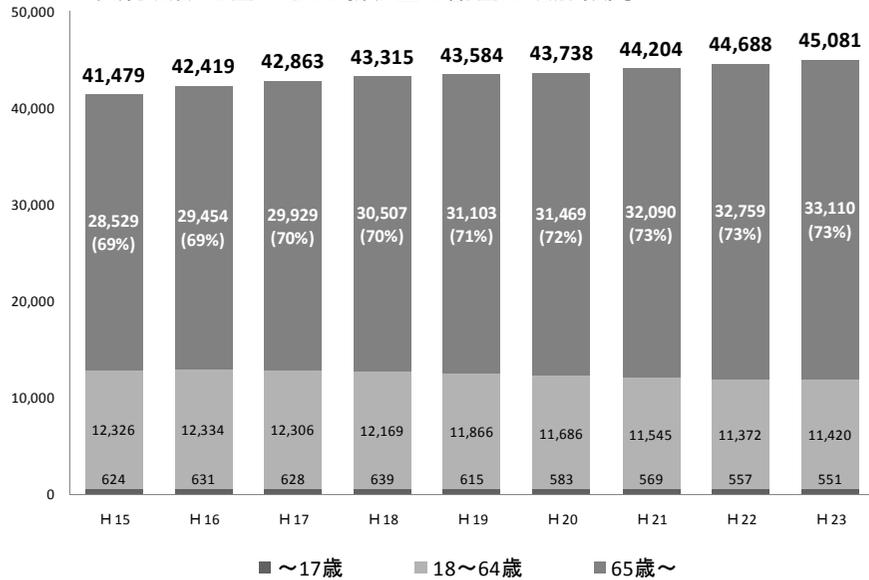
国の新たな福祉制度の検討状況によっては、必要に応じて計画期間中に見直し

障害のある人の動向

※各年3月31日現在

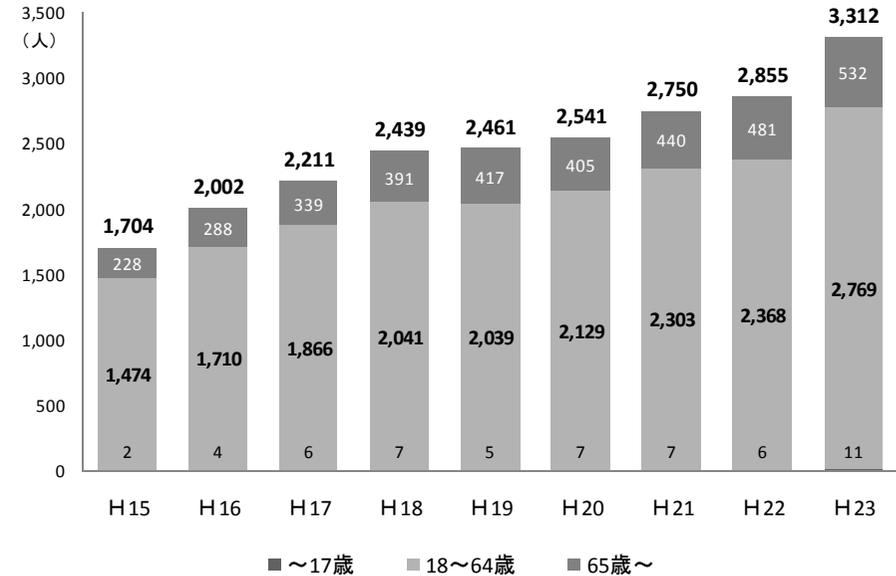
身体障害者手帳

交付者数に占める65歳以上の割合が増加傾向



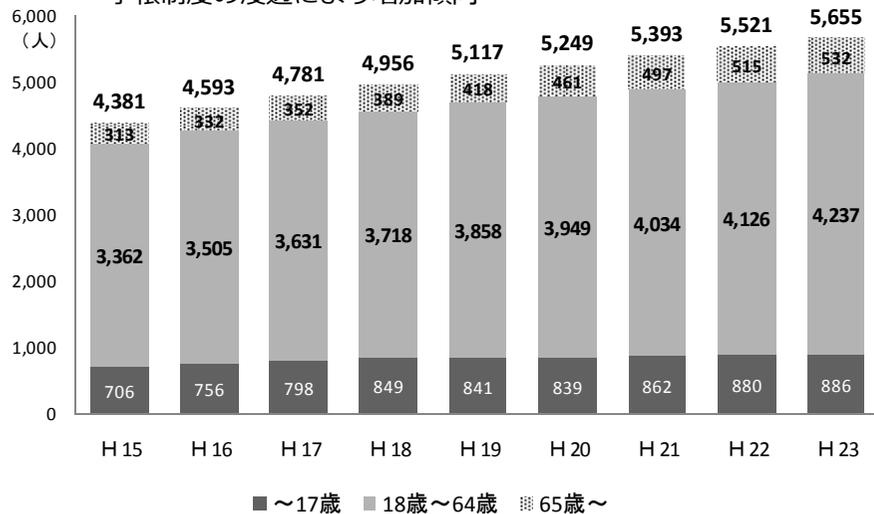
精神障害者保健福祉手帳

サービスの提供体制の整備などにより増加傾向

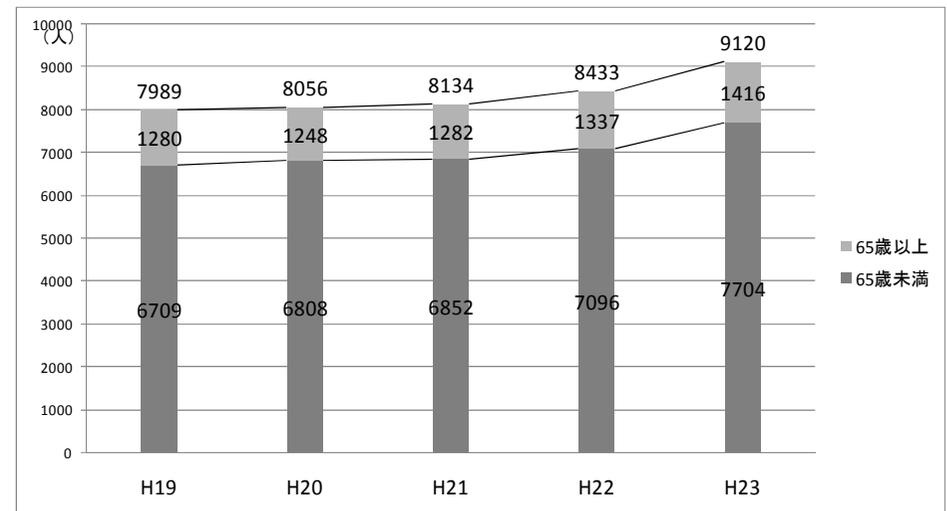


療育手帳

手帳制度の浸透により増加傾向



(参考) 医療受給者証 (精神科通院) 交付件数



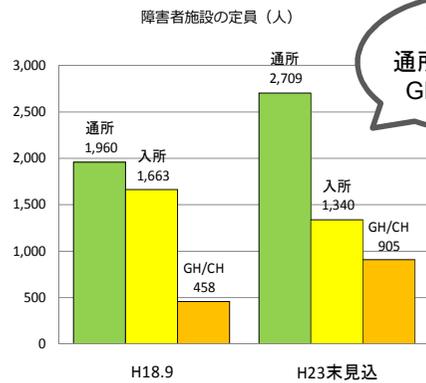
高知型福祉の実現に向けて

1 身近な地域におけるサービスの確保

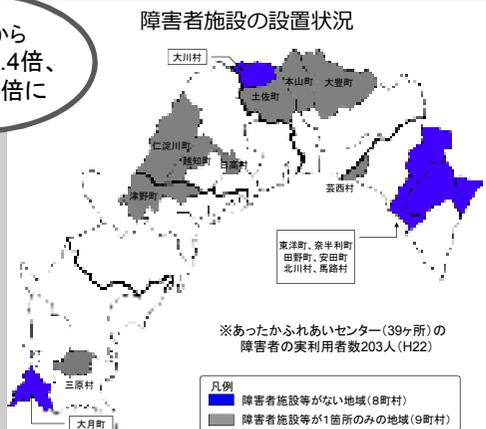
現状と課題

障害者自立支援法施行(H18.10)を契機に、
中山間地域における
障害福祉サービスの確保が課題

通所サービス、GH/CHの利用が増加



施行前から
通所は約1.4倍、
GHは約2倍に



サービスが充実する一方、

地域生活への移行が促進

福祉施設から地域生活へ移行した人の内訳

【移行元】

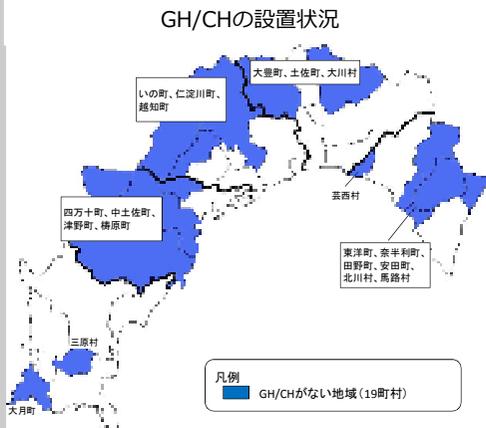
障害者支援施設
旧法人入所施設



249人が地域生活へ移行
(H18~23.7の間)

【移行先】

GH/CH、福祉ホーム 170人
自宅 62人
アパートなど 17人



第3期計画における方向性

【基本的な方向】

身近な地域におけるサービスの確保

【計画に定めるサービス提供基盤の整備目標】

通所系 H23(H24.3見込) 定員2,709人(136事業所) → H26 定員3,369人(169事業所) +660(33)

<中央西圏域>

1,418(79) → 1,838(100)
(+420人21ヶ所)

<中央東圏域>

461(23) → 601(30)
(+140人7ヶ所)

<高幡圏域>

261(13) → 301(15)
(+40人2ヶ所)

<安芸圏域>

124(5) → 144(6)
(+20人1ヶ所)

<幡多圏域>

445(16) → 485(18)
(+40人2ヶ所)

+あつたかふれあいセンターによる
サービス提供体制の整備

GH/CH H23(H24.3見込) 定員905人(167ホーム) → H26 定員1,260人(238ホーム) +355(71)

<中央西圏域>

475(82) → 590(105)
(+115人23ヶ所)

<中央東圏域>

162(34) → 292(60)
(+130人26ヶ所)

<高幡圏域>

40(5) → 85(14)
(+45人9ヶ所)

<安芸圏域>

17(6) → 32(9)
(+15人3ヶ所)

<幡多圏域>

211(40) → 261(50)
(+50人10ヶ所)

サービス空白地域の解消に向けた取り組みを推進

数値目標・見込量算定の考え方

アンケート調査などにより障害のある人のニーズを把握したうえで、利用するサービスや居住の場を個別にシミュレーションすることを基本として、数値目標・サービス見込量を算定

県

- 施設利用者等アンケート調査（3,242件）
- 特別支援学校生等アンケート調査（493件）
- 新体系への移行等に関する調査（旧法施設等を対象）
- 精神科病院入院患者に関する調査（県内全ての精神科病院を対象）

調査結果
提供

市町村

- 在宅生活者（現在サービスを利用していない方など）へのアンケート調査等
- 第2期計画の進捗状況等の分析
- 地域における課題の整理

ニーズを踏まえ、
利用するサービスや居住の場について
個別にシミュレーション

県障害福祉計画

各市町村 障害福祉計画

積上げ

ヒアリング実施（2回）

- ◆ニーズを把握できているか（特に現在サービスを利用していない方）
- ◆ニーズや課題を踏まえ、適切な目標、見込量となっているか

市町村障害福祉計画

数値目標の設定
サービス見込量算定

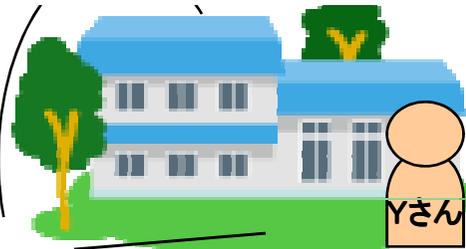
(参考) 個別のシミュレーション例

例えば、障害者支援施設 A を利用している P 町の Y さんについて

【 現在 】

(施設入所支援)
(生活介護)

障害者支援施設 A



施設を出
てGHで
生活して
みたい!

慣れた施設
や職員さん
と離れるの
は心配。

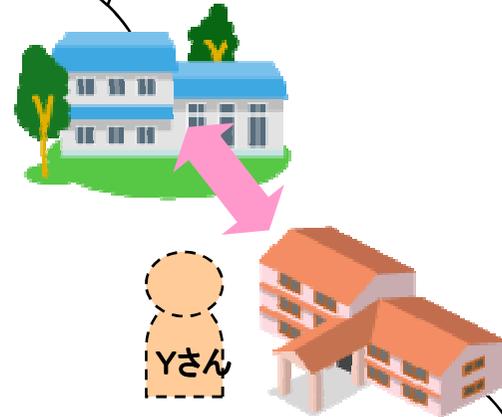
Yさん
の母親

- ・ Y さんや母親の希望
- ・ Y さんの障害の程度
- ・ Y さんの家庭の状況
- ・ 施設の将来の計画

Y さんについて
シミュレーション

【 26年度 】

(GH/CH)
(就労継続支援B型)



GH/CH で生活しながら就
労継続 B 型を利用するのが Y
さんにとって一番いいだろう

入所施設から GH/CH (地域生活) へ

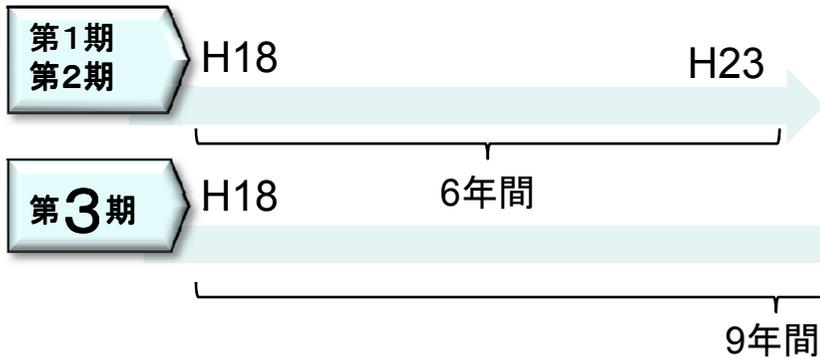
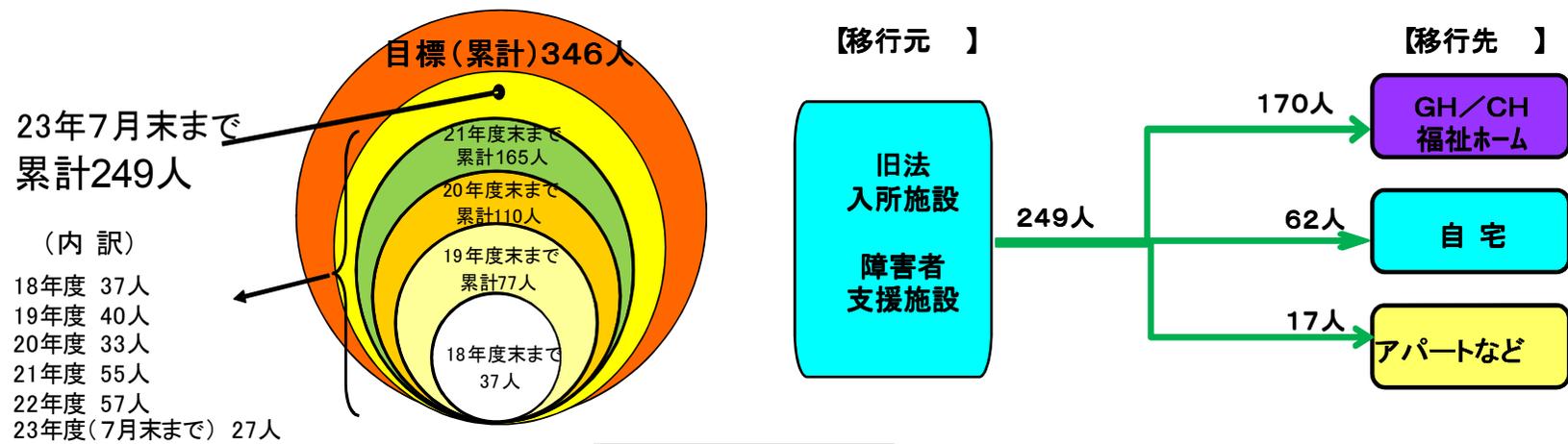
⇒ P 町の目標値・見込量に積算

⇒ 各市町村とも個別のシミュレーションのうえ、目標値・見込量を積算

数値目標

地域生活移行や就労支援などの課題解決に向けて、数値目標を設定

福祉施設の入所者の地域生活への移行



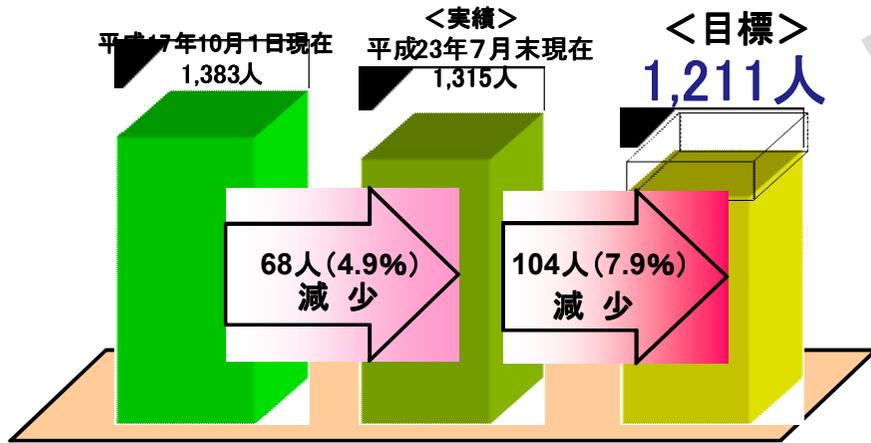
＜目標＞
 第1期 293人
 第2期 346人

＜実績＞
 累計249人
 (H23.7末まで)

国の基準：
 平成17年10月1日時点の
 施設入所者数の3割以上が
 移行することを基本

＜目標＞
 H26年度末までに
411人
 (実績から+162人)

施設入所者数



増減内訳

施設入所者数		H24	H25	H26	計
退所	地域生活移行	48	45	69	162
	その他	22	1	5	28
入所	新規入所	31	30	25	86
差引		-39	-16	-49	-104

目標達成への取り組み

- ◆ 障害のある人が地域で自立して暮らせるよう、施設整備などに対する助成を行いながら、グループホーム・ケアホームの整備を推進
- ◆ 身近な地域で必要なサービスが受けられるよう市町村や事業所など関係機関と連携しながら、地域の相談支援体制を充実

国の基準：平成17年10月1日時点から1割以上削減を基本

※18歳以上の児童福祉施設入所者(法改正によりH24年度以降、障害者施策で対応)は除いて設定。

入院中の精神障害者の地域生活への移行

平成26年度における<目標>

(第2期まで)

退院可能精神障害者

557人(H18年度)

<平成23年度末までに地域移行する人>

目標 419人(累計)

23年9月末までの実績 累計137人

第3期より
新たな指標に変更

指標1 1年未満入院者の平均退院率 国の基準：7%相当増

※平成21年から23年の3カ年の平均値 76.3%

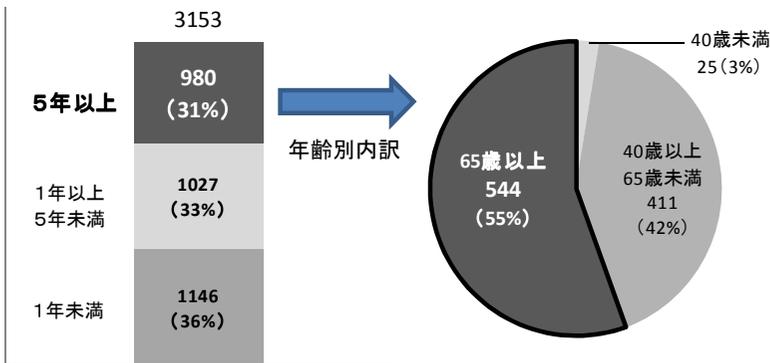
84%

指標2 入院期間5年以上かつ65歳以上の入院者^[H23.6現在]のうち 年間24人

家庭復帰及び高齢者施設等への退院者の数 国の基準：20%増

※直近1年間では20人退院

在院期間別入院患者数(H23.6.30現在)



(参考) 国の指標に基づく目標値 8人/月
 入院期間5年以上かつ65歳以上の退院者の数 (身体的疾患による転院・転科、及び死亡退院を含む。)
 ※直近1年間の平均 7人/月

目標達成への取り組み

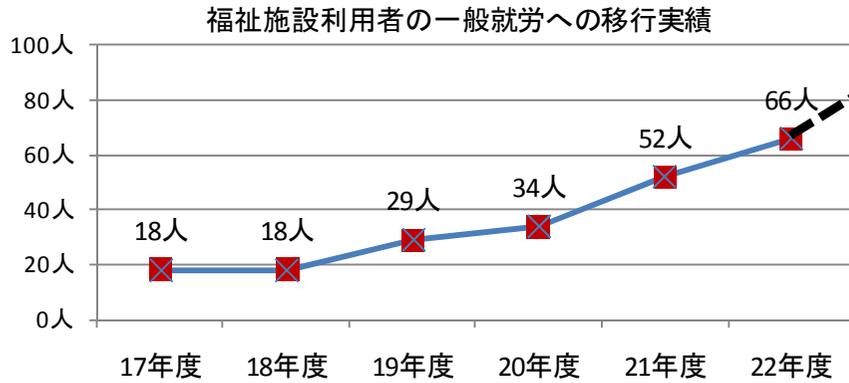
- ◆ 地域での住まいの場となるグループホーム・ケアホームの整備を推進
- ◆ 精神障害者地域移行・地域定着支援事業により地域体制整備コーディネーターを各圏域に配置
- ◆ 精神障害者アウトリーチ推進事業により在宅生活の継続支援
- ◆ 精神障害についての正しい知識の普及や啓発活動実施

福祉施設から一般就労への移行

(第2期目標) 99人 → H22年度実績 66人

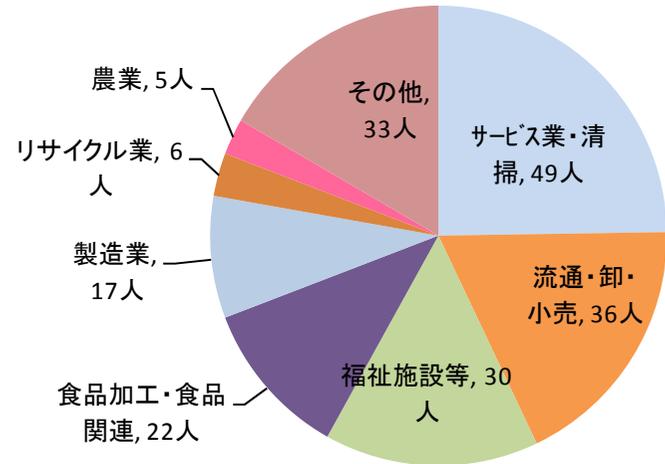
<目標>
H26年度において

105人



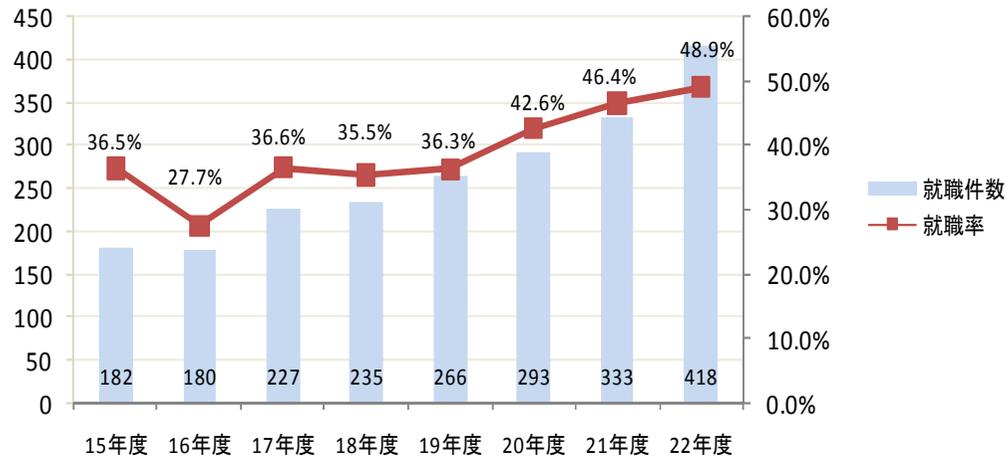
国の基準:
平成17年度の移行
実績の4倍以上

就職先の状況 (平成18~22年度)



ハローワークにおける障害者の就職件数・就職率

高知労働局発表資料より



目標達成への取り組み

- ◆ 労働局、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター等関係機関や事業所と連携して支援
- ◆ 今後有望な介護分野や農業分野への就労を促進
- ◆ 企業等に対して、障害のある人の雇用促進に関する諸制度を周知（年400社以上訪問）
- ◆ 特別支援学校在校生の保護者に対して、卒業後の進路の選択肢を拡げていくための啓発活動を引続き実施

障害福祉サービス等の見込量

障害のある人のニーズを踏まえ、各障害福祉サービス及び相談支援の見込量を算定

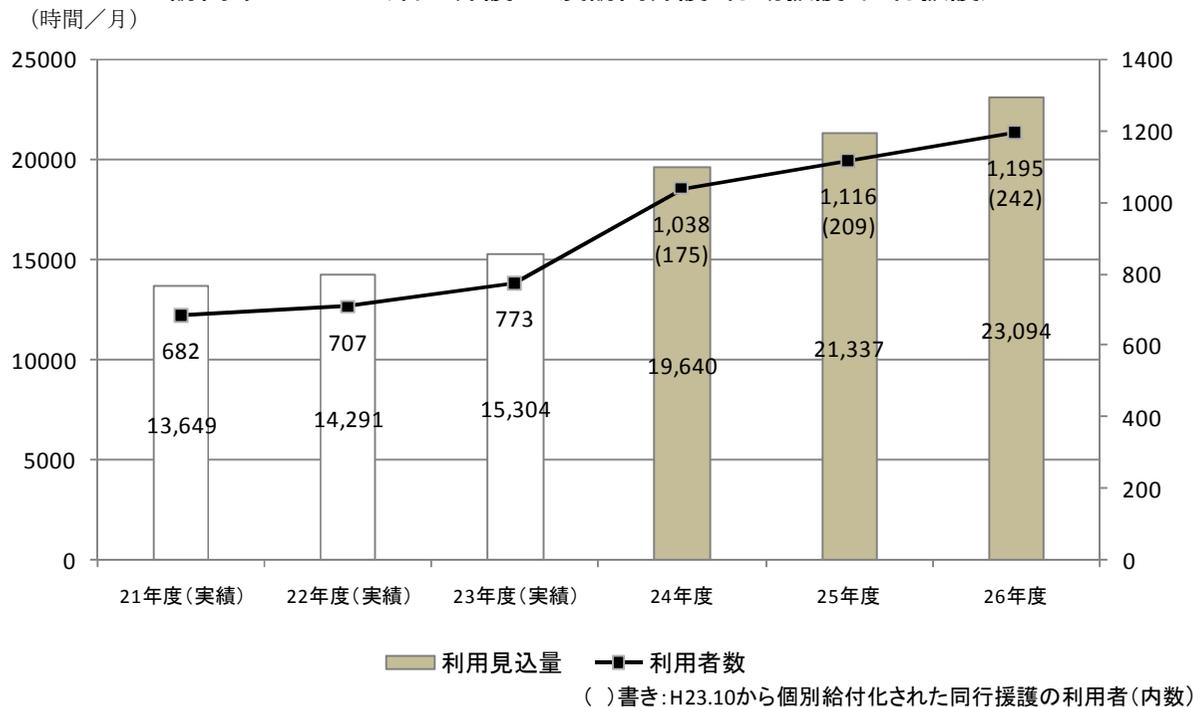
訪問系サービスの見込み

H23年度(7月実績) 773人 → H26年度 1,195人 (+422人)

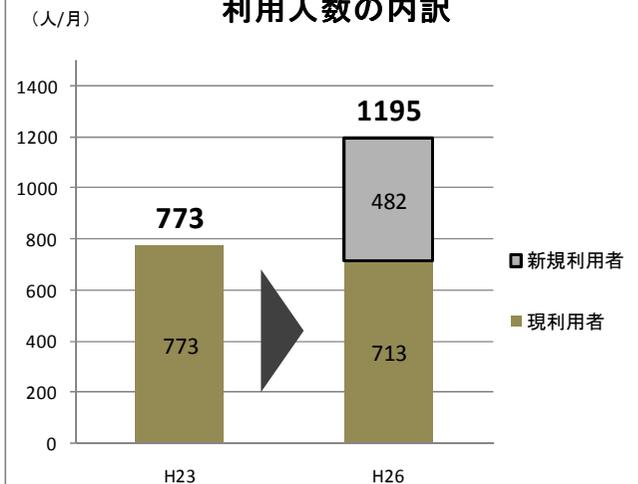
見込み量確保の方策

- ◆ 遠隔地の利用者にホームヘルプサービスを提供した事業者に助成
- ◆ ホームヘルパー現任研修などの研修を計画的に実施し、必要な量とともに、サービスの質を確保

訪問系サービス(居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護)



利用人数の内訳



【新規利用者の内訳(H26)】

福祉施設入所から地域生活へ移行する者 5人
 精神科病院入院から地域生活へ移行する者 45人
 特別支援学校卒業生 4人
 その他新規に利用が見込まれる者 428人

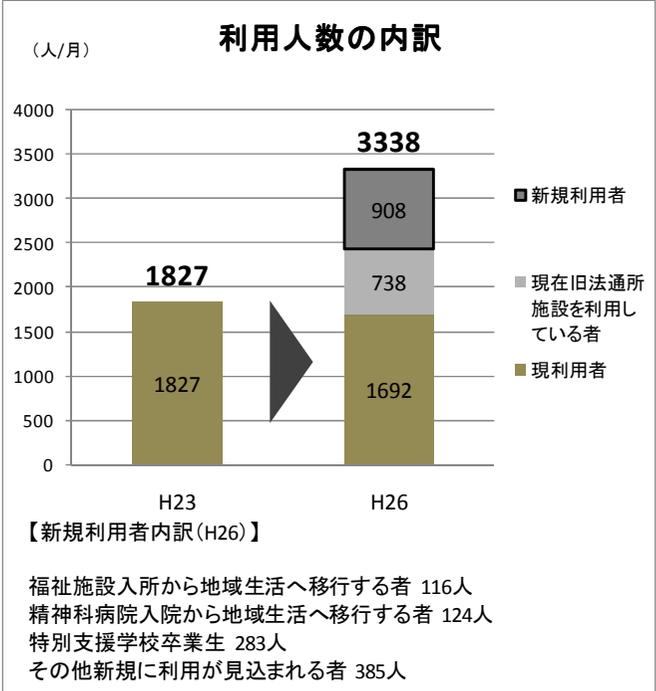
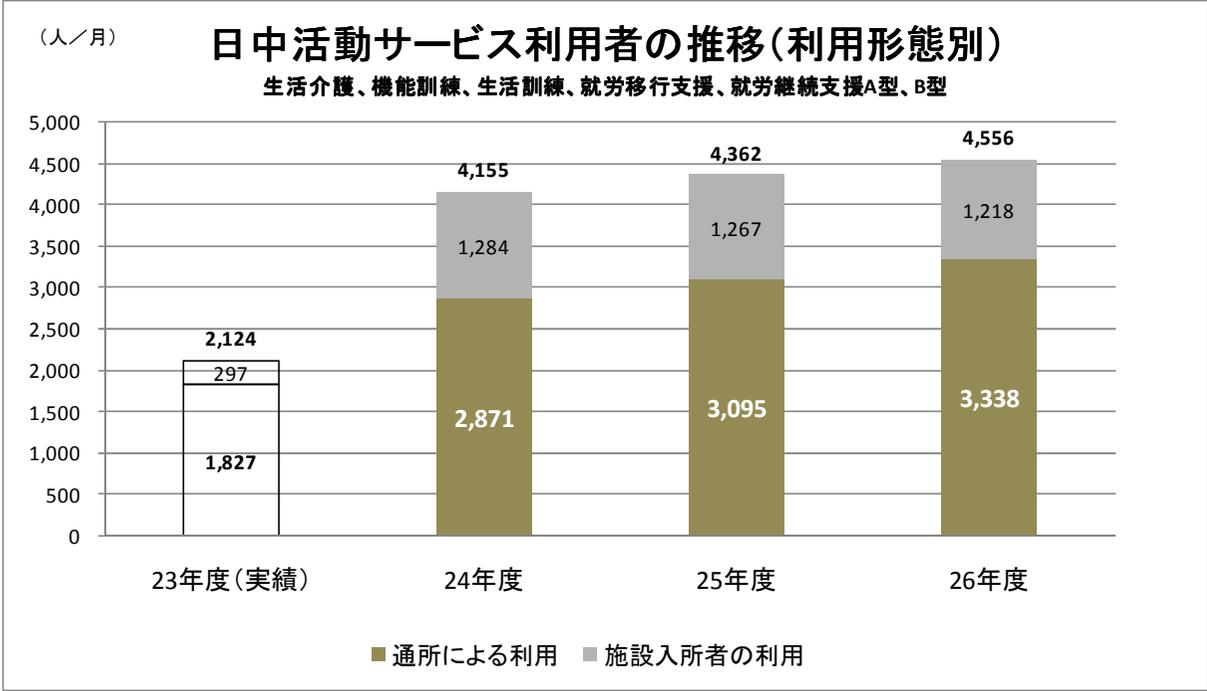
通所系サービスの見込み

H23年度(7月実績) 1,827人 → H26年度 3,338人
 (+1,511人 ※旧法施設移行に伴う利用を除く増 908人)

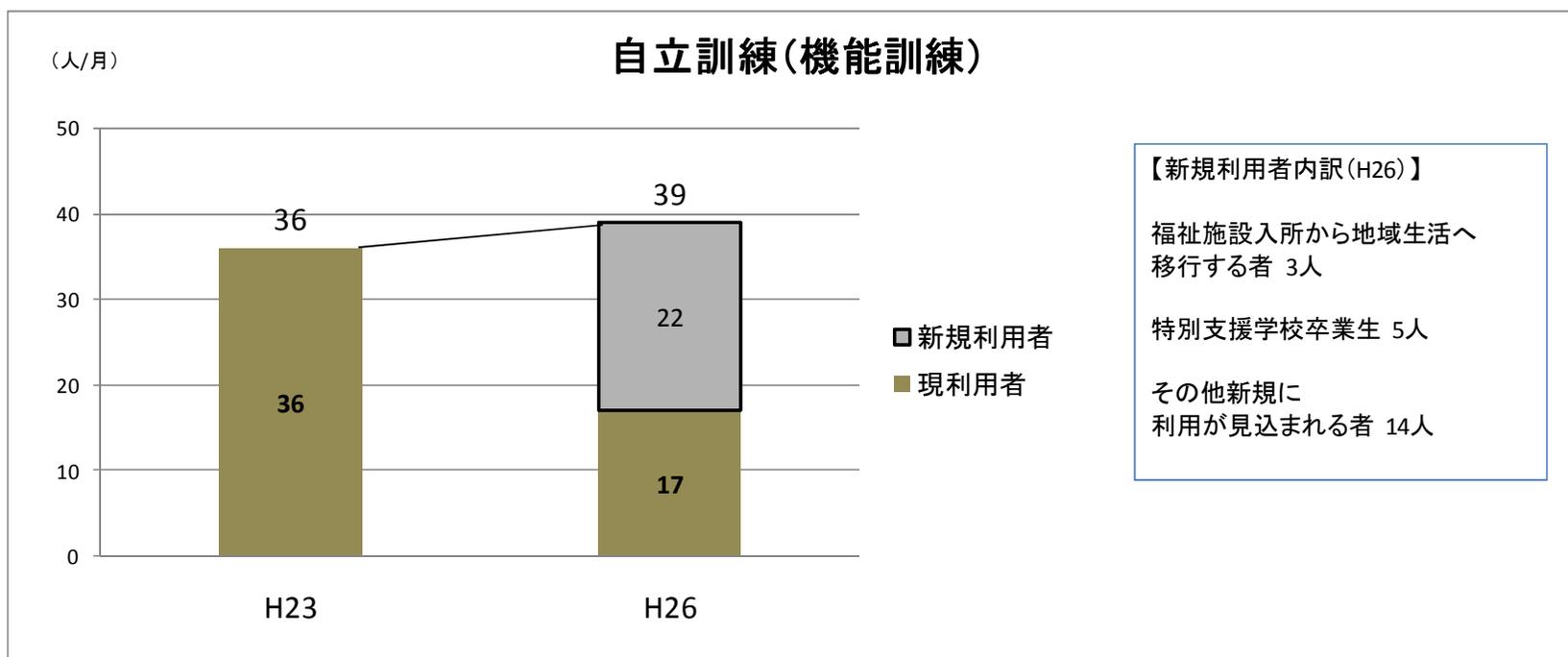
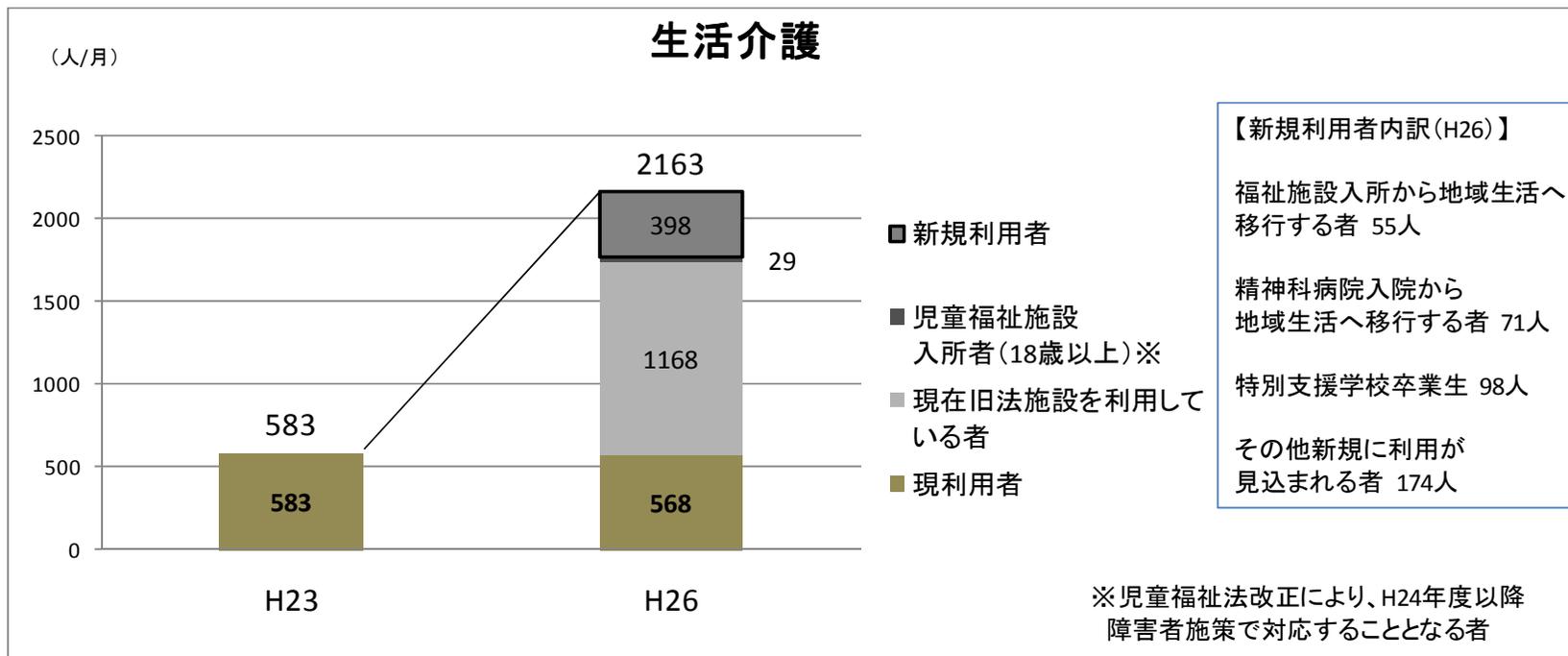
生活介護	321	967
自立訓練(機能訓練)	9	27
自立訓練(生活訓練)	31	78
就労移行支援	116	138
就労継続支援A型	277	334
就労継続支援B型	1,073	1,794

見込み量確保の方策

- ◆ 障害者施設がない地域へのサービス拠点の整備を促進
- ◆ あったかふれあいセンターにおける障害福祉サービス提供体制の整備
- ◆ 新たに送迎付きのサービスを行う事業所へ助成

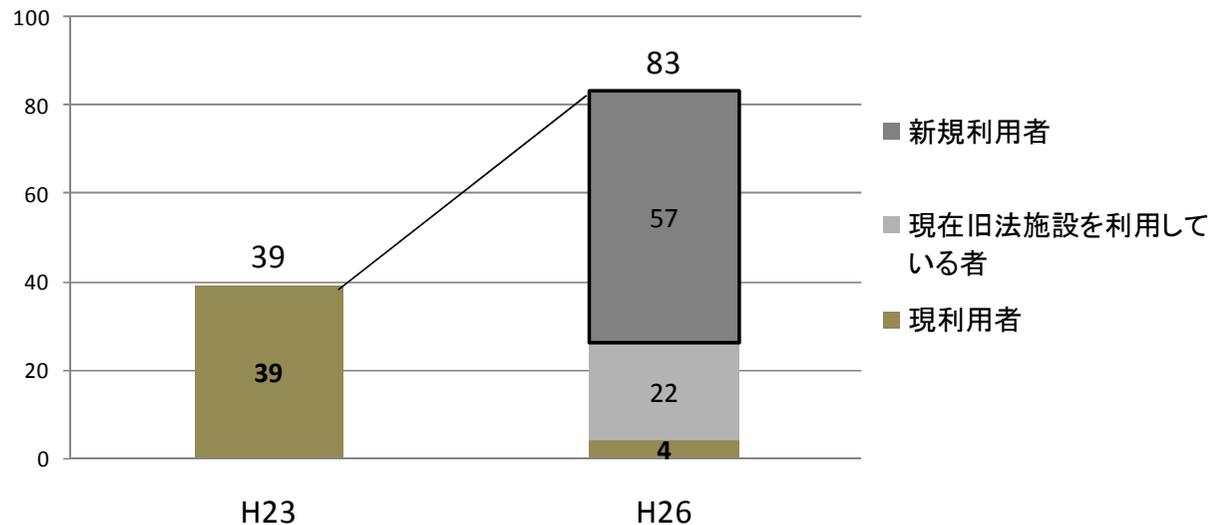


【サービスごとの見込み（日中活動系）】



(人/月)

自立訓練(生活訓練)



【新規利用者内訳(H26)】

福祉施設入所から地域生活へ移行する者 3人

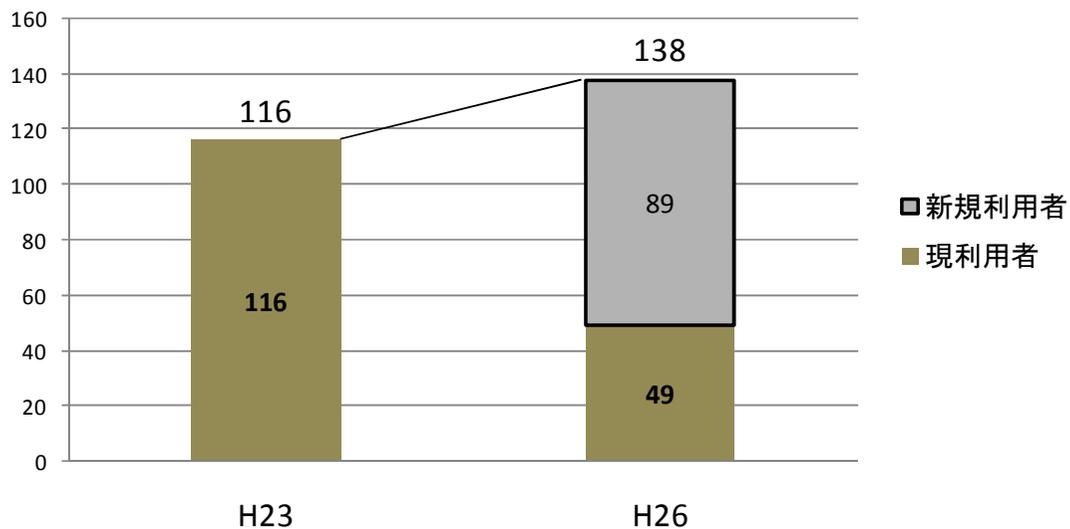
精神科病院入院から地域生活へ移行する者 10人

特別支援学校卒業生 19人

その他新規に利用が見込まれる者 25人

(人/月)

就労移行支援



【新規利用者内訳(H26)】

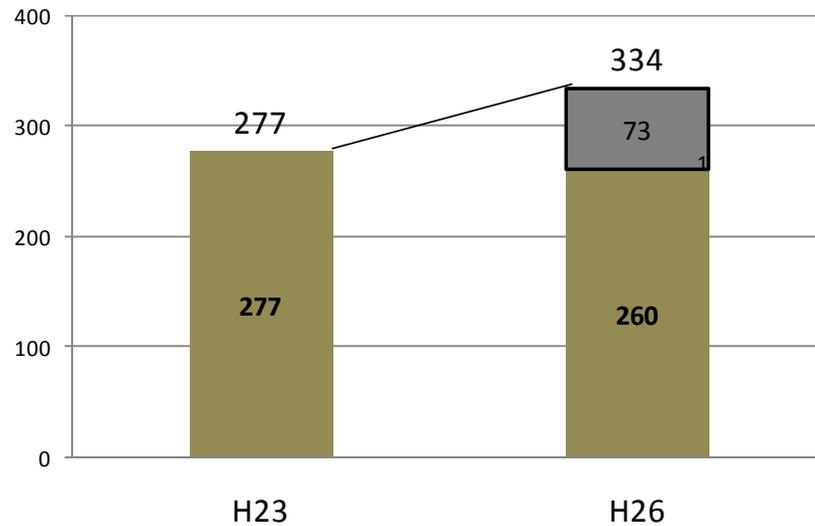
精神科病院入院から地域生活へ移行する者 7人

特別支援学校卒業生 28人

その他新規に利用が見込まれる者 54人

(人/月)

就労継続支援A型



■ 新規利用者

■ 現在旧法施設を利用している者

■ 現利用者

【新規利用者内訳(H26)】

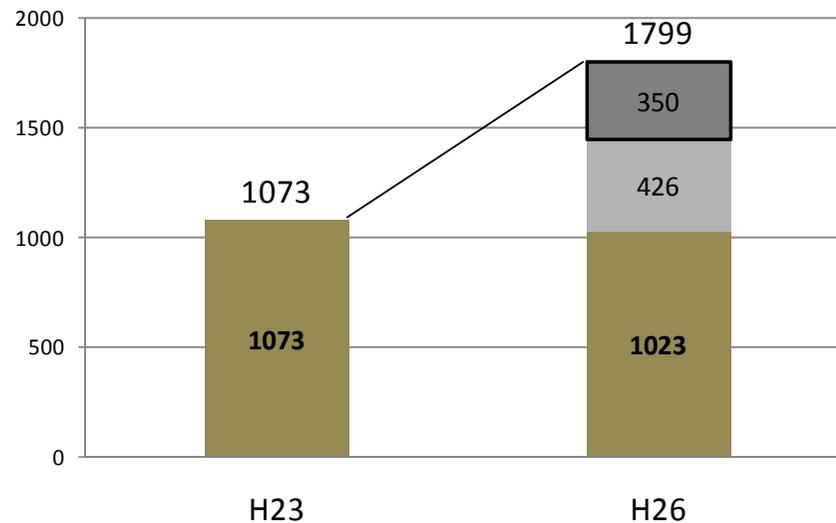
精神科病院入院から
地域生活へ移行する者 3人

特別支援学校卒業生 44人

その他新規に
利用が見込まれる者 26人

(人/月)

就労継続支援B型



■ 新規利用者

■ 現在旧法施設を利用している者

■ 現利用者

【新規利用者内訳(H26)】

福祉施設入所から
地域生活へ移行する者 55人

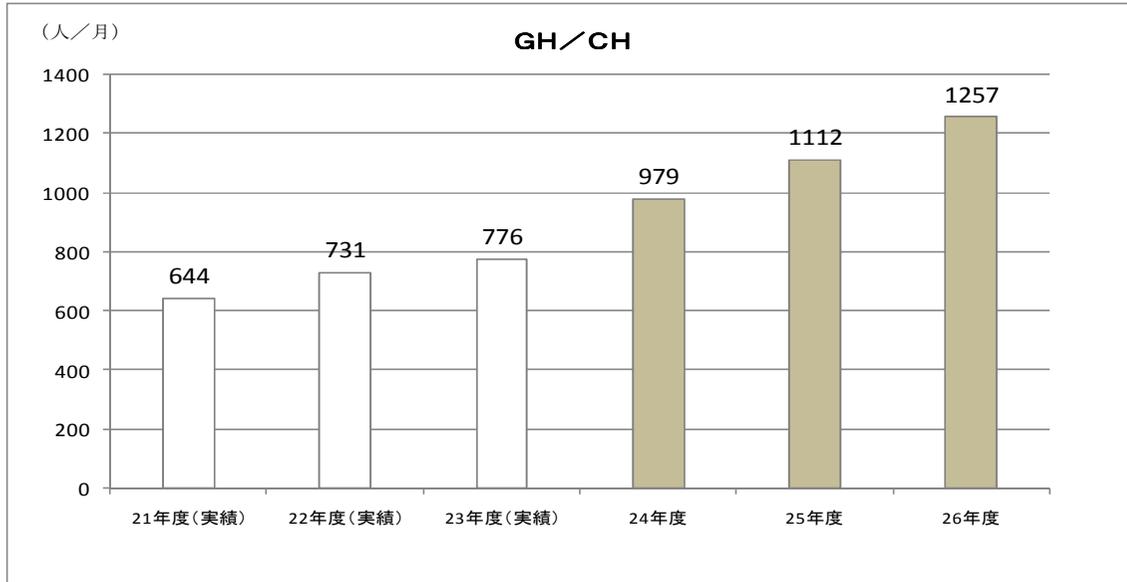
精神科病院入院から
地域生活へ移行する者 36人

特別支援学校卒業生 102人

その他新規に
利用が見込まれる者 157人

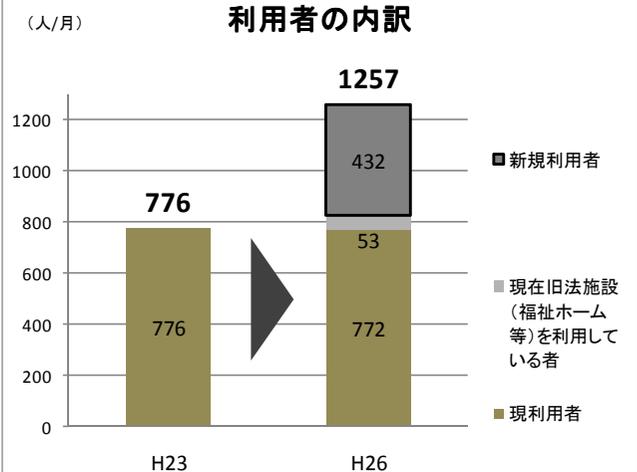
グループホーム・ケアホームの見込み

H23年度(7月実績) 776人 → H26年度 1,257人 (+481人)



見込み量確保の方策

- ◆ 施設整備への助成、地域の遊休資産など既存施設の活用により、住まいの場を確保



【新規利用者内訳(H26)】

福祉施設入所から地域生活へ移行する者 113人
 精神科病院入院から地域生活へ移行する者 116人
 特別支援学校卒業生 77人
 その他新規に利用が見込まれる者 126人

相談支援の見込み

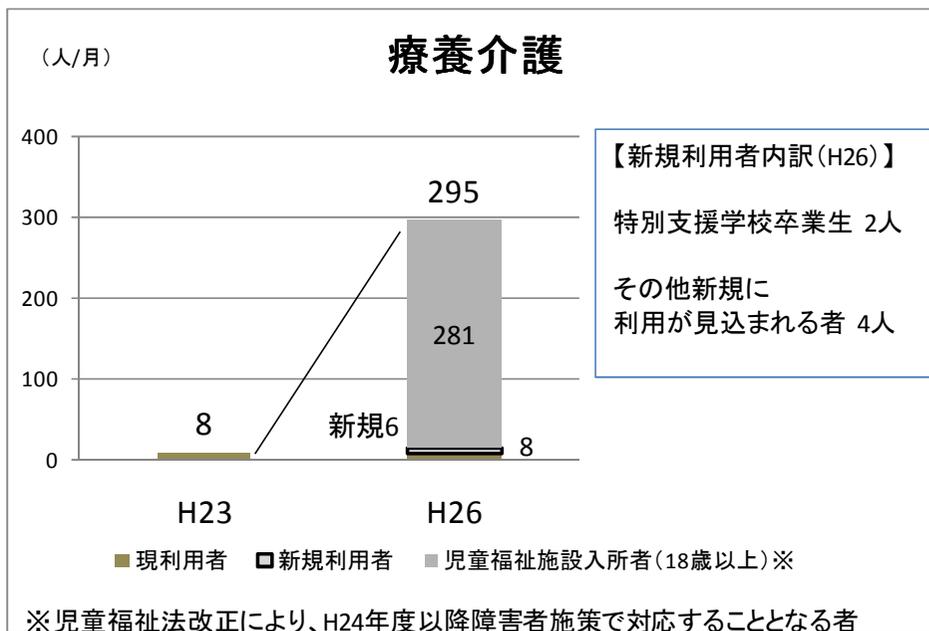
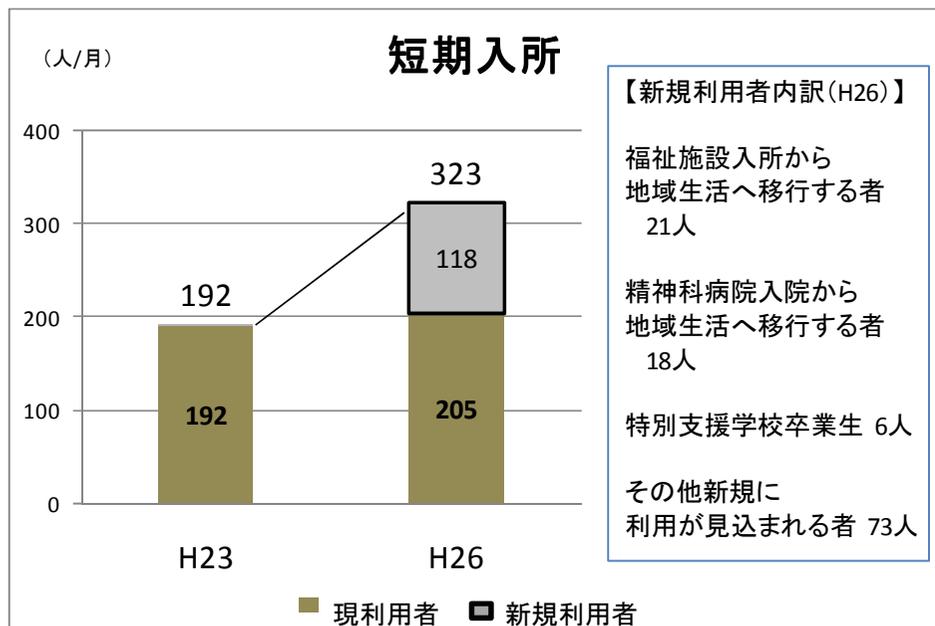
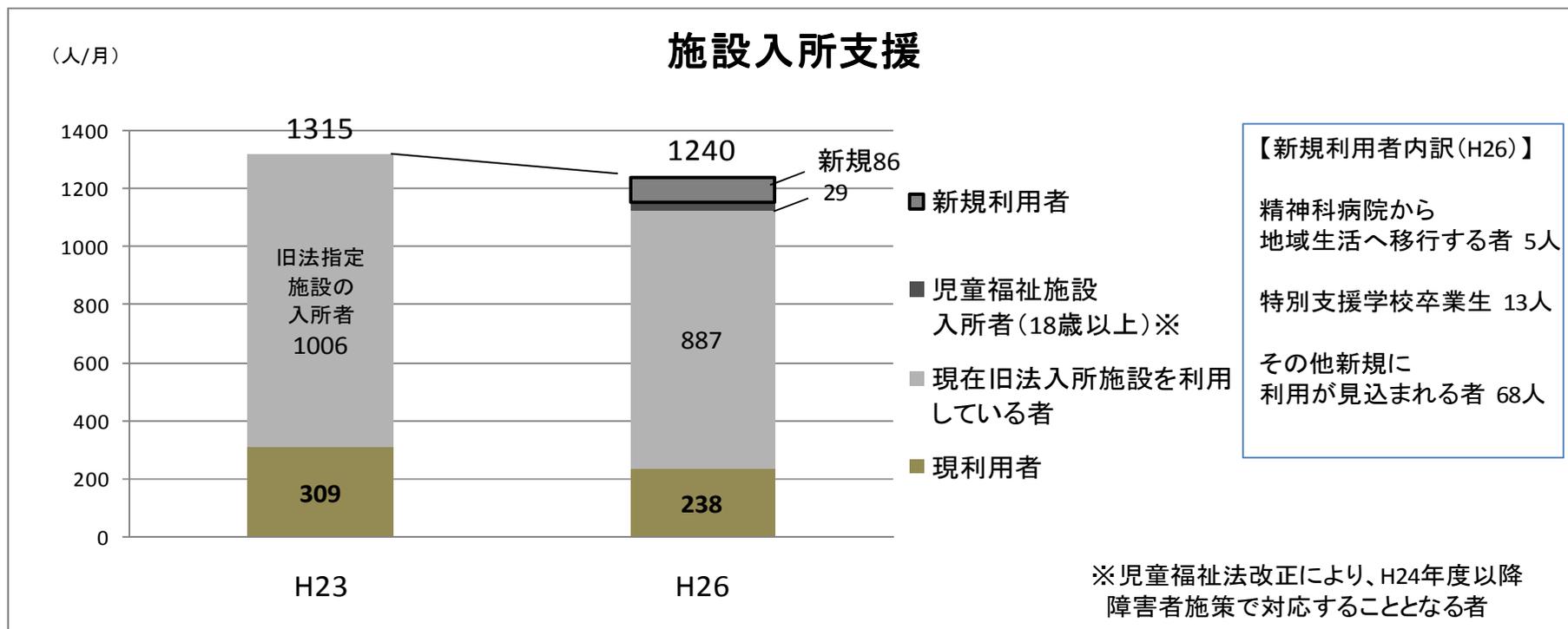
単位: 人/月

	H24	H25	H26
計画相談支援 H24より障害福祉サービスを利用するすべての障害者が対象	381	745	1,106
地域移行支援(H24創設) 施設入所者、入院中の精神障害者を対象に、住居の確保など地域移行のための活動を支援	89	85	95
地域定着支援(H24創設) 居宅において単身等で生活する障害者を対象に、常時の連絡体制確保などの支援	67	95	106

見込み量確保の方策

- ◆ 相談支援従事者研修などを通じて、相談支援事業者を確保
- ◆ 市町村が実施する相談支援事業について、専門の職員を配置した指定特定相談支援事業所等への委託を推進し、地域の相談支援体制を充実

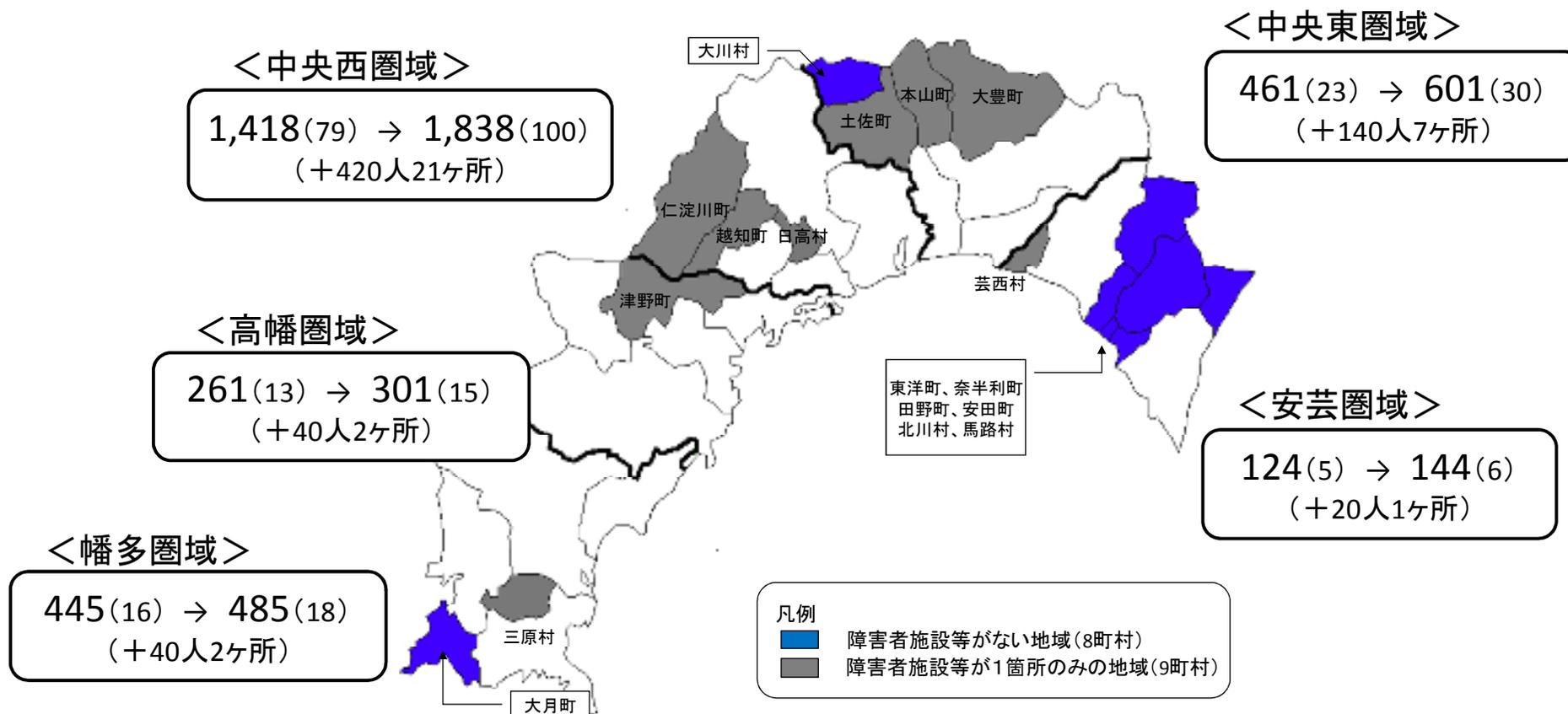
【サービスごとの見込み（居住系等）】



圏域ごとのサービス基盤整備計画

サービス見込量を基に、計画期間中に必要と見込まれる事業所数を圏域ごとに算定

通所系 H23 (H24.3見込) 定員2,709人 (136事業所) → H26 定員3,369人 (169事業所) +660 (33)



H23(H24.3見込) H26
 GH/CH 定員905人(167ホーム) → 定員1,260人(238ホーム) +355(71)

<中央西圏域>

475(82) → 590(105)
 (+115人23ヶ所)

<中央東圏域>

162(34) → 292(60)
 (+130人26ヶ所)

<高幡圏域>

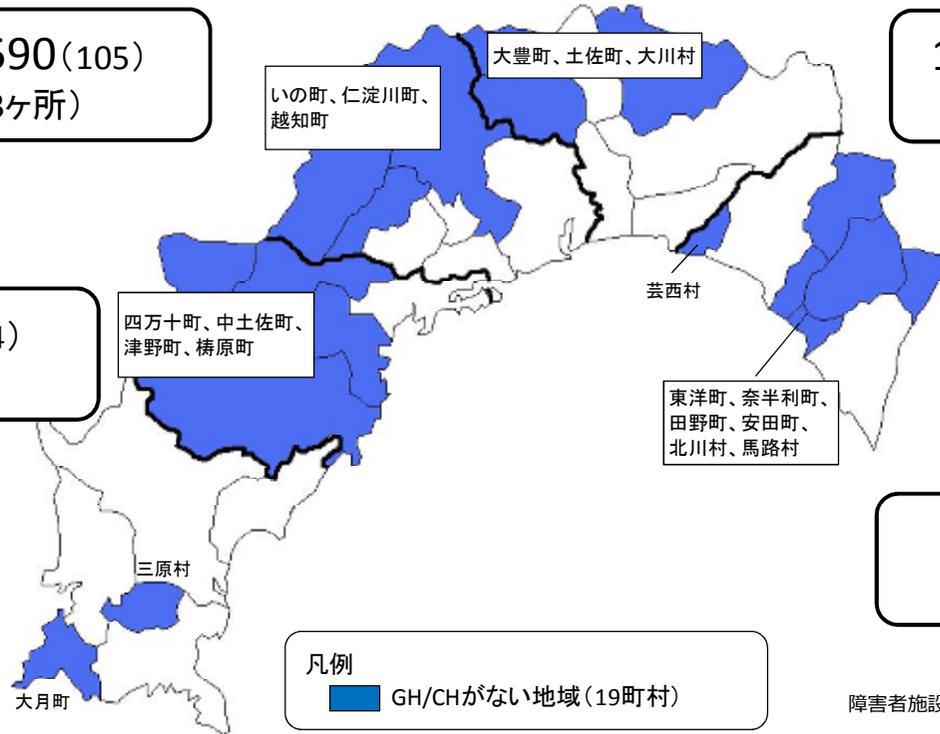
40(5) → 85(14)
 (+45人9ヶ所)

<幡多圏域>

211(40) → 261(50)
 (+50人10ヶ所)

<安芸圏域>

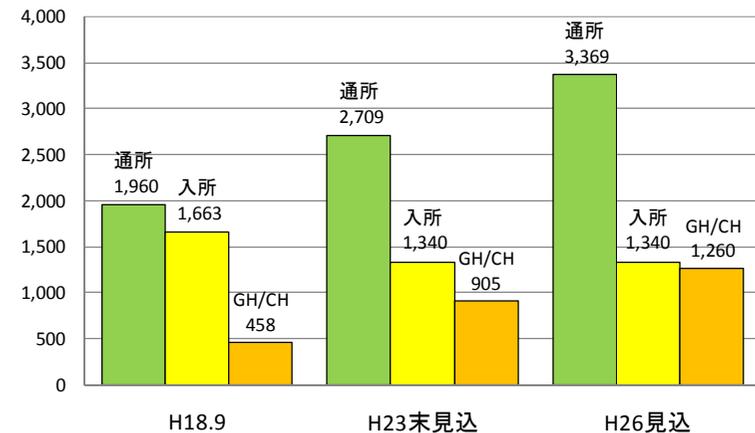
17(6) → 32(9)
 (+15人3ヶ所)



凡例

■ GH/CHがない地域(19町村)

障害者施設等の定員(人)



計画期間中(H24~26)に、
 通所の定員が約1.2倍、
 GH/CHの定員が約1.4倍に増加

2 障害児支援の充実

目的

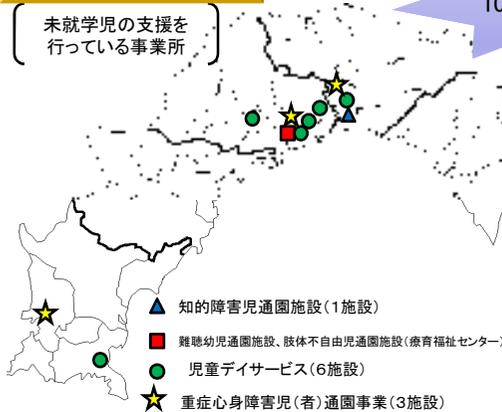
障害のある子どもの健やかな成長と発達を目指して、必要なサービスの確保に取り組む

現状と課題

高知市周辺部に施設が集中しており、安芸圏域や高幡圏域には、施設が1ヶ所もない状況となっている。
⇒ 診断後に専門的な療育支援を行う場が不足している。

障害児施設の設置状況(H24.1現在)

未就学児の支援を行っている事業所



安芸圏域や幡多圏域は、児童デイサービス等の利用が10%未満と非常に少ない

支援が必要な未就学児とサービスの利用者数 (平成23年11月調査)

圏域	支援が必要な未就学児 A	サービス利用者数 B	利用率 B/A
安芸	118 (86)	7 (2)	6% (2%)
中央東	253 (200)	56 (33)	22% (17%)
中央西	615 (328)	182 (88)	30% (27%)
高幡	66 (47)	8 (7)	12% (15%)
幡多	161 (64)	11 (3)	7% (5%)
計	1,213 (725)	264 (133)	22% (18%)

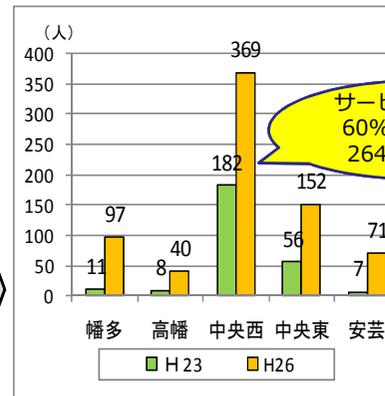
備考 ()は、発達障害の人数

第3期計画における方向性

基本的な視点

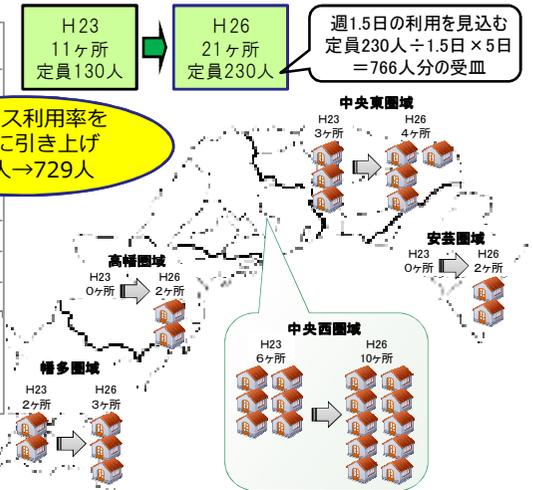
その1 できるだけ早い時期から、身近な地域で療育支援が受けられる体制づくり

サービス利用者数の見込み(H26)



サービス利用率を60%に引き上げ 264人→729人

児童発達支援の整備目標(H26)

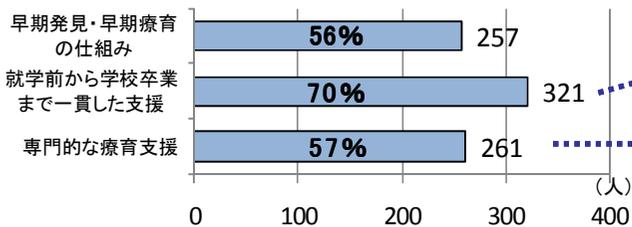


基本的な視点

その2 ライフステージに応じた一貫した支援

<特別支援学校在校生の保護者への調査結果(H23.7)>

問 今後必要だと思う支援について 回答数456(複数回答可)



児童発達支援

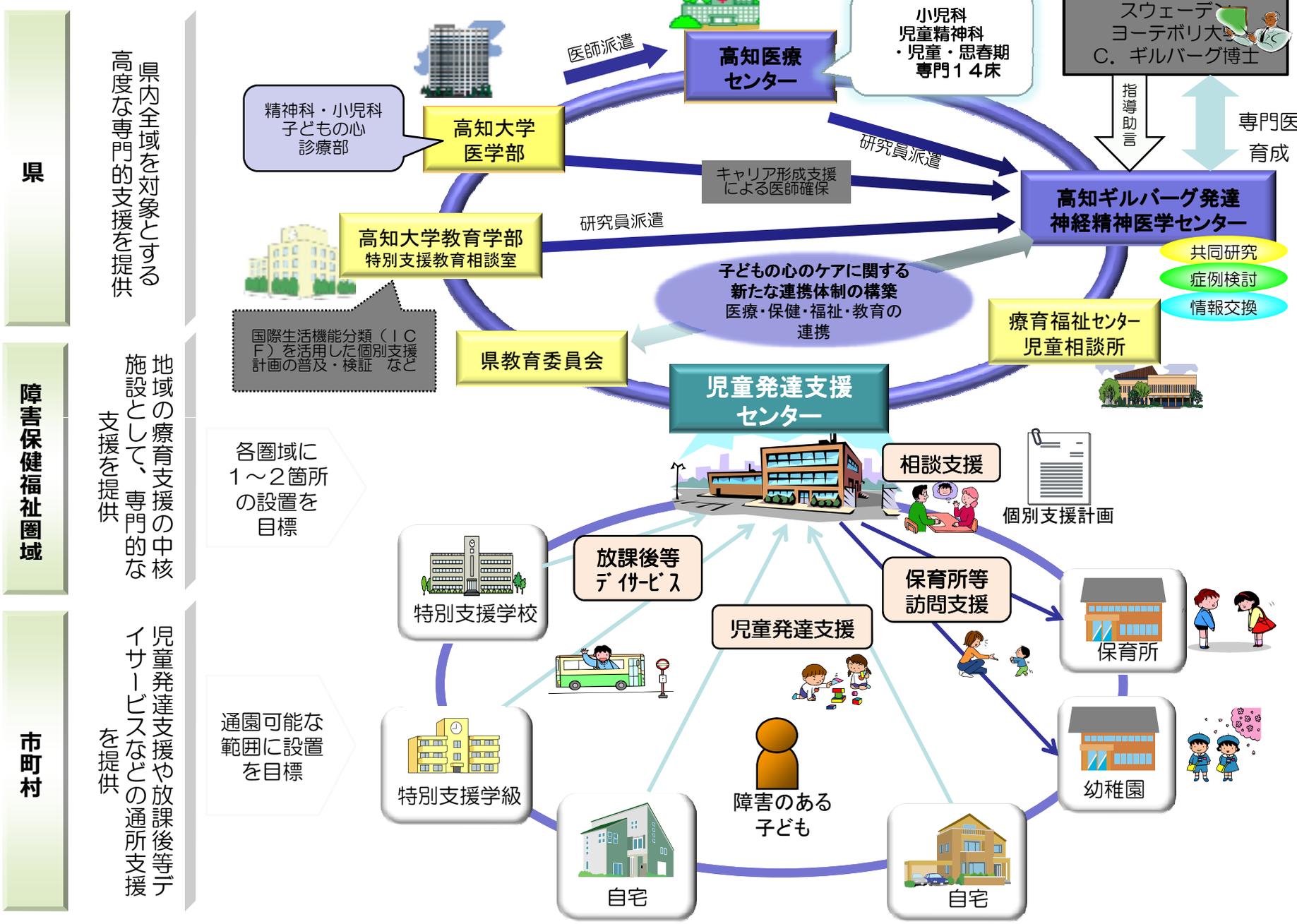
ニーズに応じて新たなサービスを積極的に整備していく

個別支援計画を作成し、支援内容を引き継いでいく仕組みづくり
⇒ 一人ひとりの状況に応じた途切れのない支援体制を構築



※ 就学前に作成した個別支援計画が確実に学校へ引き継がれるよう、教育委員会と連携した取組を進める。

発達障害等障害のある子どもの支援体制



県内全域を対象とする
高度な専門的支援を提供

地域の療育支援の中核
施設として、専門的な
支援を提供

児童発達支援や放課後等デ
イサービスなどの通所支援
を提供

県
障害保健福祉圏域
市町村

障害児支援について

目的

障害のある子どもの健やかな成長と発達を目指して、必要なサービスの確保に取り組む

基本的な視点

その1 できるだけ早い時期から、身近な地域で療育支援が受けられる体制づくり
 できるだけ早い時期から、子どもやご家族にとって身近な地域で療育支援が受けられるよう、必要なサービスの確保を図る。

その2 ライフステージに応じた一貫した支援
 乳幼児期から就労に至るまで、ライフステージに応じて一貫した支援を行う。

発達障害等の
支援体制づくり
など

「高知型福祉」
の取組に
つなげる



計画策定の考え方

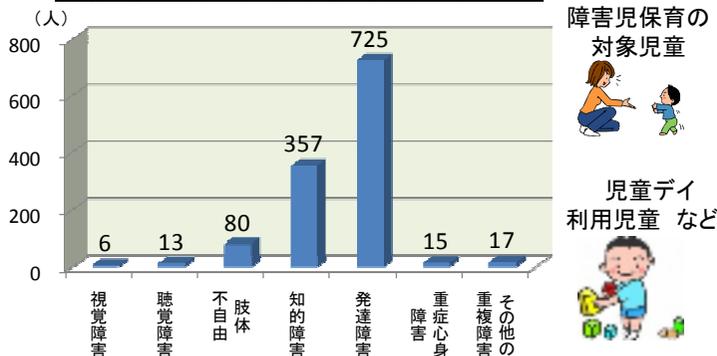
児童福祉法の改正に伴い、平成24年4月から、障害種別毎に分かれていた障害児施設を、通所・入所の利用形態別に一元化するとともに、放課後等デイサービスや保育所等訪問支援が制度化されることから、障害のある子どもを取り巻く現状や課題を踏まえ、第3期障害福祉計画において、障害児支援に必要なサービス見込量と、整備が必要な事業所数を見込む。

対象児童

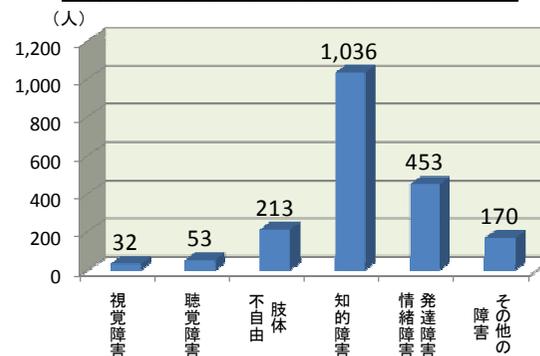
支援を必要とする子どもの人数 3,170人(18歳未満人口に占める割合=2.7%)

※18歳未満の人口
115,352人
(平成22年国勢調査)

支援を必要とする未就学児 1,213人



支援を必要とする就学児 1,957人



特別支援学校・学級等の児童生徒



障害児施設の設置状況とサービス利用状況

高知市周辺部に施設が集中しており、安芸圏域や高幡圏域には施設が1箇所もない状況。
 そのため、児童デイサービス等の利用率も、中央圏域に比べて、安芸、高幡、幡多圏域は低い。
 ⇒ 診断後に専門的な療育支援を行う場が不足している。

支援の必要な子どもと
 サービスの利用状況(H23.11調査)

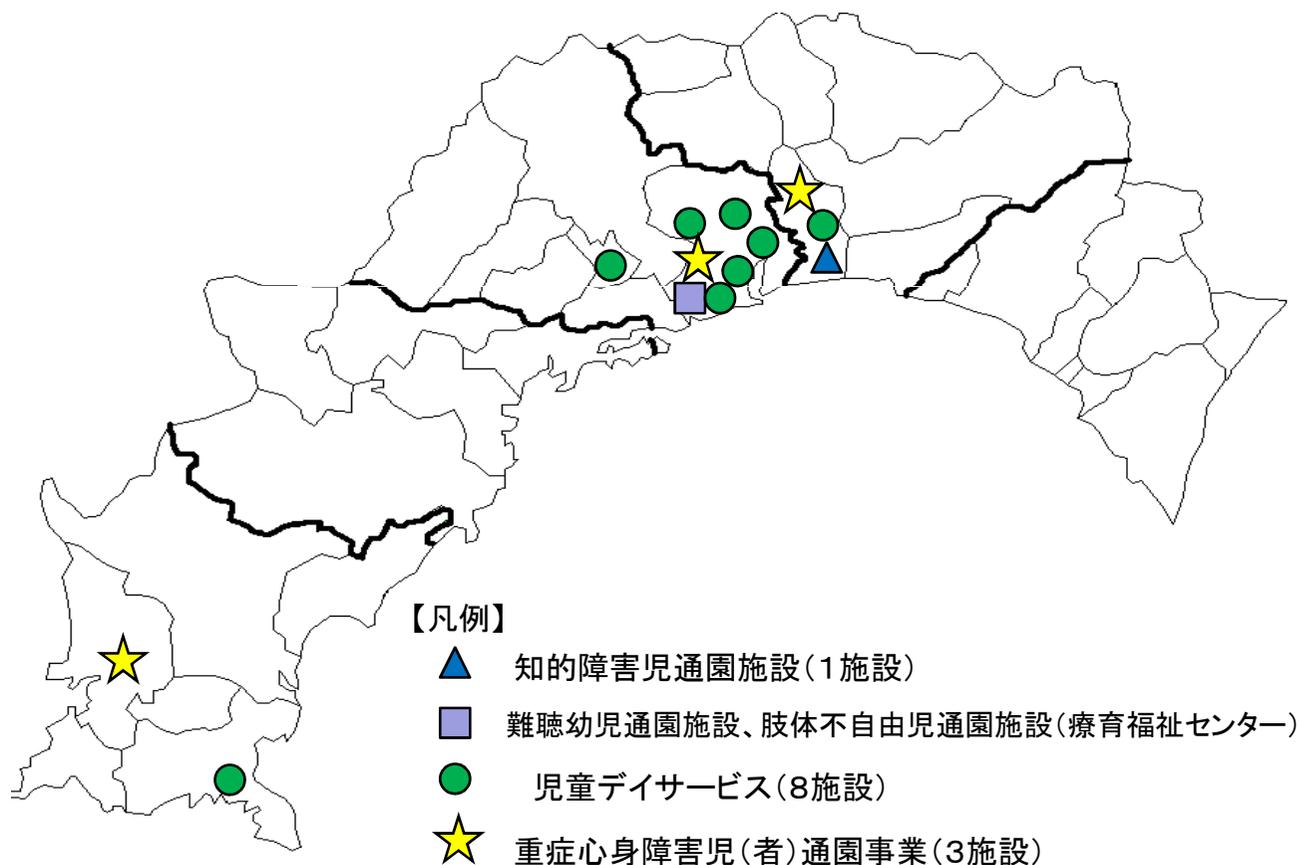
【未就学児】

圏域	支援が必要な 未就学児 A	サービス 利用者数 B	利用率 B/A
安芸	118	7	6%
中央東	253	56	22%
中央西	615	182	30%
高幡	66	8	12%
幡多	161	11	7%
計	1,213	264	22%

【就学児】

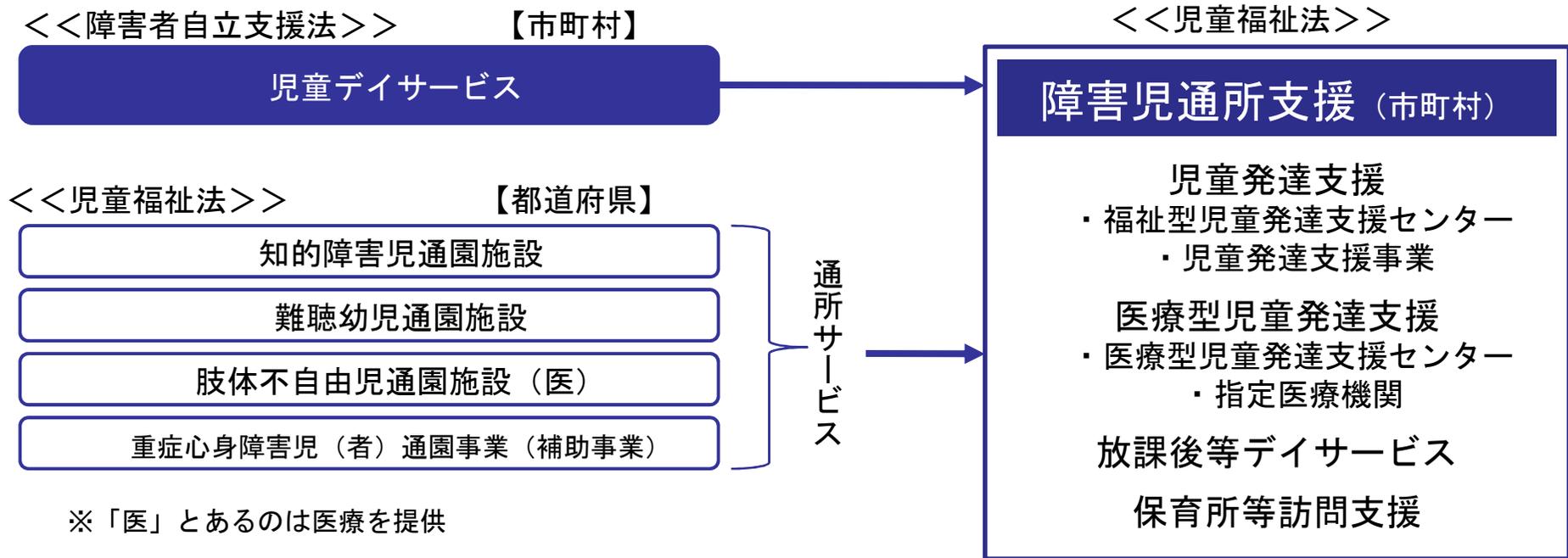
圏域	支援が必要な 就学児 A	サービス 利用者数 B	利用率 B/A
安芸	144	3	2%
中央東	328	54	16%
中央西	1,150	166	14%
高幡	141	7	5%
幡多	194	20	10%
計	1,957	250	13%

障害児施設の設置状況(H24.1現在)



障害児支援施策の見直し

- 障害児支援の強化を図るため、現行の障害種別ごとに分かれた施設体系について、通所・入所の利用形態の別により一元化。
- 障害児にとって身近な地域で支援を受けられるようにするため、児童発達支援に再編。
- 現行の障害児通所施設・事業は、医療の提供の有無により、「児童発達支援」又は「医療型児童発達支援」のどちらかに移行。

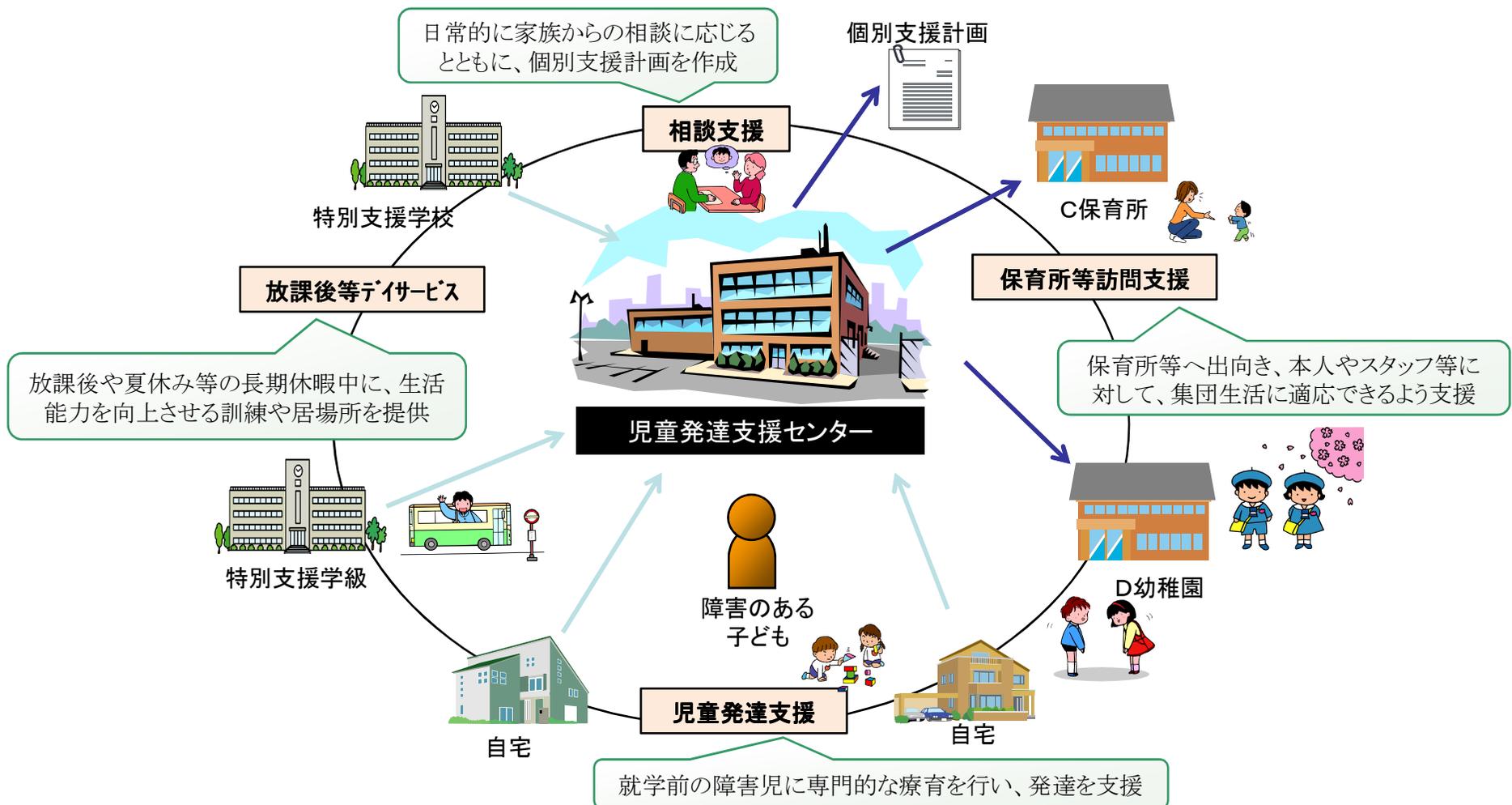


<平成24年4月施行>

新たなサービス「児童発達支援センター」の整備の考え方

安心して相談できる場や、ご家族が利用しやすく、子育て支援の延長線上で発達支援がスタートできるように、できるだけ身近な地域で早期に専門的な療育支援が受けられる体制づくりを目指す
⇒ 障害のある子どもやご家族が、実際にサービスを受けられるようになることが重要！

- 「児童発達支援事業」や「放課後等デイサービス」は、通園可能な範囲に設置（量の拡大）
- 地域の中核的な療育支援施設の「児童発達支援センター」は各圏域に1～2箇所設置（質の確保）



児童発達支援の利用見込みと整備目標

未就学児（0～5歳）の利用見込み

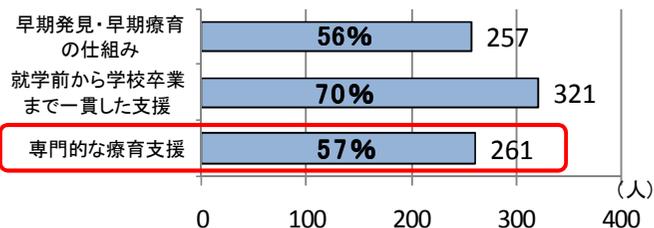
支援を必要とする子ども 1,213人 (H23)
サービス利用者
H23 264人 (利用率22%)
利用率60%を目標
H26 729人 (利用率60%)

見込み量確保のための方策

- ◆ 児童デイサービス等がない地域へ児童発達支援(H24.4～)の整備を促進
- ◆ 利用者が少ない中山間地域等で、新たに事業所を開設する事業者への助成
- ◆ 障害児支援に携わる専門的な人材の育成

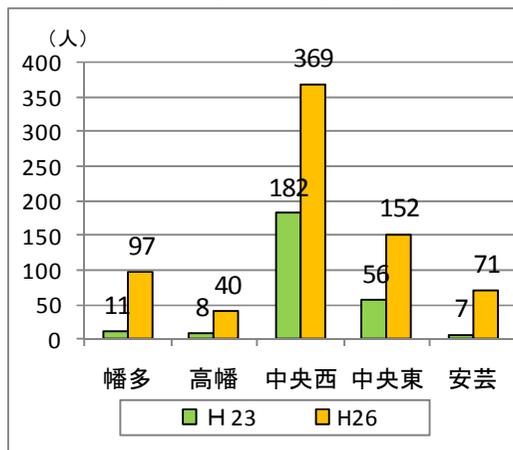
<特別支援学校保護者への調査結果(H23.7)>

問 今後必要だと思う支援について 回答数456(複数回答可)

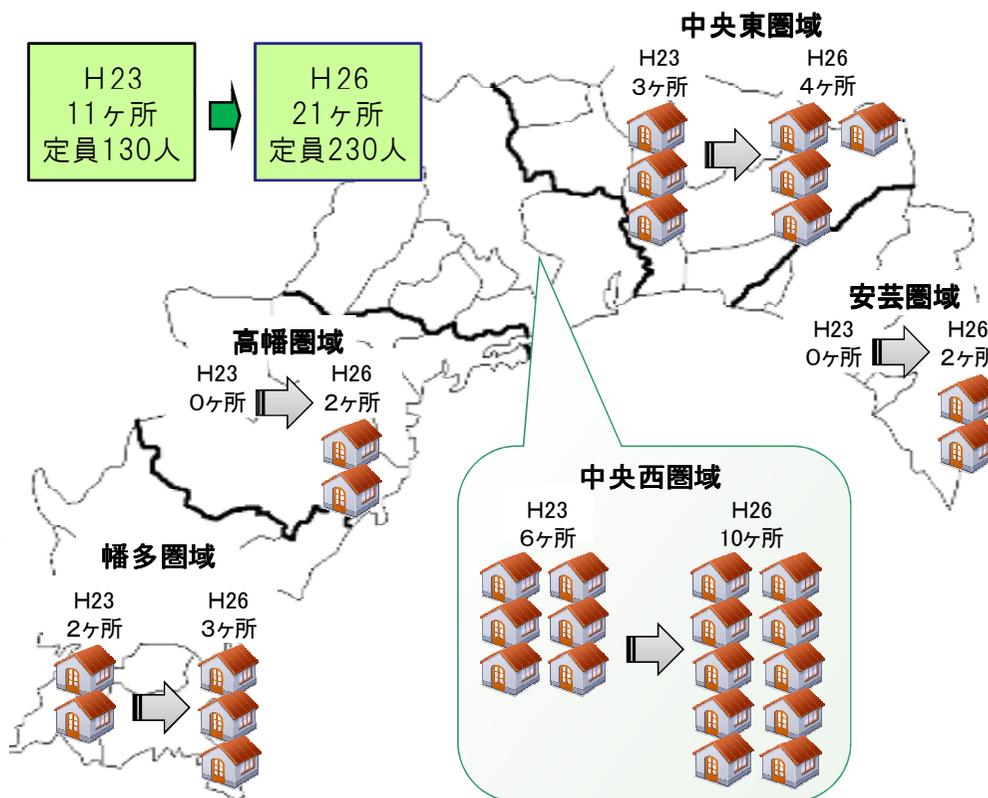


【各圏域別の利用見込み】

保護者等のニーズ等を考慮し、「児童発達支援」の利用率を60%に引き上げるとともに、利用回数を、週1回→1.5回とする。



【児童発達支援の整備目標】



放課後等デイサービスの利用見込みと整備目標

就学児（6～17歳）の利用見込み

支援を必要とする子ども 1,957人 (H23)
サービス利用者

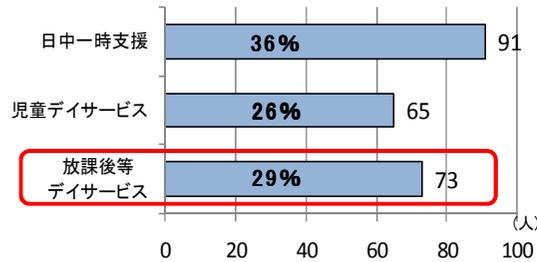
H23 250人
(利用率13%)

利用率30%を
目標

H26 586人
(利用率30%)

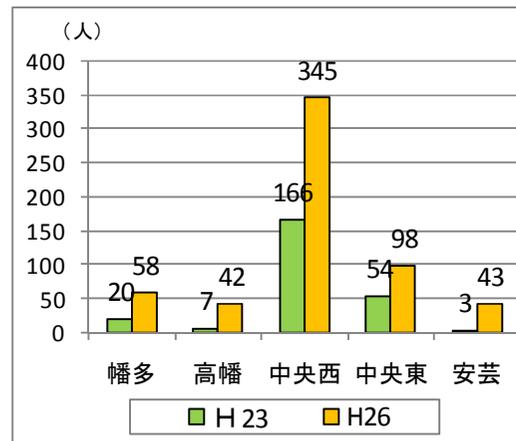
<特別支援学校保護者への調査結果(H23.7)>

問 在宅生活を支援するサービス 回答数252(複数回答可)



【各圏域別の利用見込み】

保護者等のニーズ等を考慮し、「放課後等デイサービス」の利用率を30%に引き上げるとともに、利用回数を週2回とする



見込み量確保のための方策

- ◆ 児童デイサービス等がない地域へ放課後等デイサービス(H24.4～)の整備を促進
- ◆ 利用者が少ない中山間地域等で、新たに事業所を開設する事業者への助成
- ◆ 障害児支援に携わる専門的な人材の育成

【放課後等デイサービスの整備目標】

